

病院内での携帯電話の使用実施状況 亀田総合病院の場合

高倉 照彦
亀田総合病院 ME 室

1.はじめ

最近になり携帯電話の院内使用を解禁する病院が増えてきた。これまで携帯電話を病院内に持ち込むことは許可されていなかった。平成 7 年 4 月に岡山県内の病院で携帯電話使用中に輸液ポンプが停止したと云う報告があったことから全国の病院では医療機器に対する安全対策のひとつとして携帯電話の院内持ち込み禁止という自主規制をおこなった。また不要電波問題対策協議会が平成 9 年 3 月に「医用電気機器への電波の影響を防止するための携帯端末等の使用に関する指針」を発表し国内では携帯電話使用に対する規制がかけられたという背景がある。今回 PHS 導入から携帯電話解禁、そして P-DCMA によるサービスまでの経過と現状を述べる。

2.PHS 導入

携帯電話使用規制が全国の病院に浸透したと思われる平成 10 年、亀田総合病院ではこれまでの構内呼び出し機ページングシステム（構内ポケットベル）を廃止し、代わりに構内 PHS を導入した。PHS は出力が小さいことから医療機器に与える影響は少ないと云うところに着眼点を置き、PHS 導入時には使用制限区域は特に設けず手術室、集中治療室などでも使用を許可した。現在 7 年が経過しているが PHS による医療機器の誤動作はいまだに発生していないことから少電力 PHS は安全であると言える。

3.携帯電話解禁へ

構内 PHS の使用に関し、院内 PHS には医療用のストラップは付けていても、外部からは携帯電話の識別はできず、規制があってもないのも事実である。最近では患者・家族らが常にメールを送受信し、さらにはインターネットに接続するなど通話をしていないから規制は守っているのだと云う誤解もある。このような時代の流れに押され、2002 年 9 月には条件付で携帯電話の院内持ち込みを許可したのも事実である。現時点では入院患者を対象に携帯電話の W-CDMA による電子カルテ閲覧を可能にさせるサービスを始めた。つまり規制から利用する時代へと変貌を遂げた。

4.おわり

今日、携帯電話はめざましい勢いで普及しており平成 17 年 6 月末、加入者が約 8800 万件となった。これは 10～65 歳の年齢層全てが携帯電話を持つことになる。ここまで普及すると依存性も高く生活の一部にもなっている。今後、病院環境を整備し携帯電話との共存を考えていかなければならない。